平成２７年（フ）第３７号
福島県いわき市小名浜岡小名３丁目１番地の12　ボンヌシャンス201
債務者　溝畑　　優
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第８３号
茨城県日立市日高町３丁目27番２号、居所埼玉県さいたま市西区三橋６―1718―16
債務者　鈴木百合子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６５８号
千葉県船橋市前原東３丁目31番10号　メゾンレスポワール101号
債務者　内海　孝昭
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７７号
千葉県市川市八幡３丁目23番１号　（コーポ須藤102号）
債務者　吉澤　章江
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８７号
千葉県船橋市薬円台３丁目12番20号
債務者　白井まり子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１５号
千葉市中央区蘇我５丁目17番２号　レオパレス　リベェールＳＯＧＡ　105号
債務者　田澤　愛美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１８号
千葉県市川市相之川１丁目４番17号　（プリムローズ102号）
債務者　花香　淳子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３２号
千葉県八千代市ゆりのき台８丁目６番地３
債務者　駒田　博子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３６号
千葉県市原市東五所23番地　県営住宅８棟104号、申立時の住所千葉県市原市五井2254番地１　サフランハイツ201
債務者　荘司　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５１号
千葉市美浜区幸町１丁目５番３棟1304号
債務者　立石　英雄
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
長崎県長崎市銭座町10番４号
債務者　坂上　道子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３５号
仙台市以下秘匿、平成27年４月23日までの住所宮城県登米市迫町佐沼字八幡１丁目４番地３　コーポアルファ202
債務者　寒河江真知子（昭和53年10月９日生）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
仙台市宮城野区福室２丁目２番28号　メゾン・デ・ラリグラスＡ棟101
債務者　今井　寿彦
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
秋田市新屋栗田町22番５号　グランドール・ドミールＢ101
債務者　村上　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１号
秋田市新屋栗田町22番５号　グランドール・ドミールＢ101
債務者　村上　美奈
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
秋田県能代市中和２丁目６番56号　コーポ小林　205号
債務者　落合　好恵
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３７号
茨城県行方市麻生3346番地11（新原西住宅26号室）
債務者　今泉美枝子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部